

労働者派遣事業に関するマージン率等について

デザイン株式会社は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「派遣法」という。）第 23 条第 5 項に基づき、労働者派遣事業の運営にあたって、2024 年度（2024 年 9 月～2025 年 8 月）の当該事業に係る下記の情報の提供を行います。

記

- | | |
|---|----------|
| 1. 派遣労働者数（2025 年 8 月 31 日現在） | 9 人 |
| 2. 派遣先事業所数（実数） | 2 件 |
| 3. 派遣料金（1 日（8 時間当たり）の額）の平均額（消費税を含む。全業務平均） | 14,295 円 |
| 4. 派遣労働者の賃金（1 日（8 時間当たり）の額）の平均額（全業務平均） | 9,061 円 |
| 5. マージン率（小数第二位を四捨五入） | |

$$\left[\frac{(\text{派遣料金の平均額(上記3)} - \text{派遣労働者の賃金の平均額(上記4)})}{\text{派遣料金の平均額(上記3)}} \times 100 \right] \quad 36.6\%$$

6. 派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ①派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否か：締結している
- ②当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：総合事務、ゴム製品製造等、繊維製品検査等、
ゴム製品検査等、配送補助等及び倉庫内作業等の業務に従事する派遣労働者
- ③当該労使協定の有効期間：2025 年 10 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

- ## 7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ### ①キャリアアップに資する教育訓練の実施

教育訓練の内容	1人当たり年間平均実施時間			
	1年目	2年目	3年目	4年目以降
入社時研修	2			
コミュニケーション研修	1	1	2	
ハウレンソウ研修	1	1		
ビジネスライティング研修	1	1		
OA 機器操作訓練	2	2		
キャリアプラン研修	1	1	2	
リーダーシップ研修		2	2	2
企画立案研修			2	2

※教育訓練は、OFF-JT、訓練費無償、有給にて行う。

※教育訓練の対象派遣労働者については、入社時研修は「初めて派遣する労働者」、それ以外の研修は「フルタイム・1年以上雇用見込みの派遣労働者」とする。

- ## ②キャリアコンサルティングの実施

キャリアコンサルティング窓口：本社 人材企画室（担当者：人材企画室 室長 倉本真一）

TEL : 06-4963-3195 (平日 9 時～18 時)

8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- ・上記 5 のマージン率については、法定福利費（労働保険、社会保険）、教育訓練費及び年次有給休暇や営業・販売管理等の会社運営経費等を含む。
- ・福利厚生：労働保険・社会保険の適用、休暇制度（年次有給休暇、産前産後休業、生理休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、裁判員休暇）、健康診断（年に 1 回）

以上